**平成２２年（フ）第２３７２号**
横浜市旭区上白根町320番地１　ヒルヴァレーエステートＥ―102
債務者　野竹　龍男
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　豪史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１５号**
三重県松阪市下村町1359番地52
債務者　八田　時吉
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２２年（フ）第５２９号**
岐阜市茜部大川１丁目35番地２
債務者　矢野　尚武
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岐阜地方裁判所

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第９７７号**
さいたま市浦和区常盤９丁目14―８　ジュネス北浦和303、住民票上の住所さいたま市桜区道場２丁目１番１―202号
債務者　松永　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第９１号**
三重県伊勢市御薗町上條1469番地５
債務者　福井　宣子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２２年（フ）第３１号**
滋賀県長浜市新庄寺町248番地新庄寺団地２―201号室、前住所滋賀県長浜市新庄寺町282番地19
債務者　澤田のぞみ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２２年（フ）第４６号**
滋賀県長浜市八幡中山町409番地７
債務者　加藤　北斗
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２２年（フ）第５０号**
滋賀県米原市米原594番地
債務者　奥野　理子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２２年（フ）第５２号**
滋賀県長浜市八幡中山町142番地３メゾンマキシムⅢ201、前住所滋賀県米原市箕浦357番地１パーチェ近江406号
債務者　佐野　大輔
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２２年（フ）第５３号**
滋賀県長浜市八幡中山町142番地３メゾンマキシムⅢ201、前住所茨城県古河市水海120番地
債務者　佐野佐代子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２２年（フ）第７４４号**
さいたま市桜区大字上大久保904番地10　Ａ―512
債務者　田中千登世（旧姓川内）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１００３号**
埼玉県川口市大字道合29番地の８
債務者　山口　幸世
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１００９号**
埼玉県新座市野火止７丁目10番61号　２Ｆ
債務者　土川　聖志
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０１８号**
さいたま市大宮区上小町124番地１　ル・ヴェール203号、旧住所さいたま市大宮区上小町798番地　クイーンズヒル輝素109号室
債務者　大石　明立
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０９１号**
さいたま市南区内谷４丁目８番10号　メゾン大野202
債務者　小林　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１３５号**
さいたま市北区東大成町１丁目159番地　長山団地ＲＤ―106
債務者　青木有希子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係